

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第87号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>（入居の申込書等） 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付（第2号に掲げる書類にあっては提示）しなければならない。 （1） 略 （2） 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）<u>第1条第3号イからホ</u>までに規定する者（以下「控除対象者」という。）がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類 （3）～（6） 略 3～5 略</p> <p>（連帯保証人） 第6条 略 2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。 （1） 略 （2） 第3条の2第2項の規定に該当する者  （3） 略 3～5 略</p>	<p>（入居の申込書等） 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付（第2号に掲げる書類にあっては提示）しなければならない。 （1） 略 （2） 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）<u>第1条第3号イからハ</u>までに規定する者（以下「控除対象者」という。）がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類 （3）～（6） 略 3～5 略</p> <p>（連帯保証人） 第6条 略 2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。 （1） 略 （2） 第3条の2第2項<u>第1号又は第2号</u>の規定に該当する者  （3） 略 3～5 略</p>

(入居の承継の承認)

第6条の3 同居者は、条例第9条の3第1項の規定により入居の承継の承認を受けようとするときは、当該入居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営住宅入居承継承認申請書(様式第10号の3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の3第1項の規定により入居の承継の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認書(様式第10号の4)を申請者に交付するものとする。

(暫定居住の承認)

第6条の3の2 同居者は、条例第9条の3第4項後段の規定により6月以内の居住の承認を受けようとするときは、入居者の死亡又は退去の事実発生後速やかに県営住宅暫定居住承認申請書(様式第10号の4の2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の3第4項の規定により6月以内の居住の承認をしたときは、県営住宅暫定居住承認書(様式第10号の4の3)を申請者に交付するものとする。

(家賃等の納付の方法)

第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃及び条例第24条の19において準用する条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をいう。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(以下「口座振替の方法」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりしなければならない。

2 家賃を口座振替の方法によって納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替依頼書(様式第10号の7)を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書(様式第10号の8)を知事に、それぞれ、提出しなければならない。

(入居の承継の承認)

第6条の3 同居者は、条例第9条の3の規定により入居の承継の承認を受けようとするときは、当該入居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営住宅入居承継承認申請書(様式第10号の3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の3の規定により入居の承継の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認書(様式第10号の4)を申請者に交付するものとする。

(家賃等の納付の方法)

第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃及び条例第24条の19において準用する条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をいう。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(以下「口座振替の方法」という。)又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条の規定による自動払込みによるものに限る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりなければならない。

2 家賃を口座振替の方法又は自動払込みの方法によって納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書(様式第10号の7)を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書(様式第10号の8)を知事に、それぞれ、提出しなければならない。

( 県営住宅駐車場の暫定使用の承認 )

第16条の8の2 同居者は、条例第24条の19において読み替えて準用する条例第9条の3第4項の規定により県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認を受けようとするときは、県営住宅駐車場暫定使用承認申請書(様式第33号の2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第24条の19において読み替えて準用する条例第9条の3第4項の規定による県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

様式第10号の4(第6条の3関係)

県営住宅入居承継承認書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

略

様式第10号の4(第6条の3関係)

県営住宅入居承継承認書

受 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

略

様式第10号の4の2(第6条の3の2関係)

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

( 電話 )

記

入居者(名義人)氏名	
入居者(名義人)との関係	
入居者(名義人)の死亡又は退去の日	
居住を必要とする理由	

居住を希望する者				
申請者・同居者氏名	続柄	生年月日	職業(勤務先)	収入

- 添付書類 1 入居者(名義人)と申請者の関係を証明する書類
- 2 入居者の死亡又は退去の事実を証明する書類
- 3 申請者及び同居者の収入を証明する書類

様式第10号の4の3(第6条の3の2関係)

県営住宅暫定居住承認書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった6月以内の居住については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第4項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

居住期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	年 月 日までに退去すること

様式第10号の7(第7条関係)

県営住宅家賃口座振替依頼書

年 月 日

取扱金融機関 御中

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

略

指定	略			
預金 口座 等	ゆうちょ	金融機関名	店舗名	
	よ 銀行	預金種別		口座番号
	以外の	1 普通 2 当座 3 その他		
	金融機関	他		
	ゆうちょ	通帳記号	通帳番号	

様式第10号の7(第7条関係)

県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書

年 月 日

取扱金融機関(郵便局) 御中

県営住宅の家賃を口座振替(自動払込み)の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

略

指定	略			
預金 口座 等	金融機関	金融機関名	店舗名	
		預金種別		口座番号
		1 普通 2 当座 3 その他		
		他		
	郵便局	通帳記号	通帳番号	

よ銀行

口座振替開始年月	振替日
略	

略

口座振替事項

1 ~ 3 略

様式第10号の8 (第7条関係)

県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書

年 月 日

職氏名 様

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、私あてに送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関に納入通知書又は磁気テープ等を送付してください。

略

記

指定	略		
預金	ゆうちょ	金融機関名	店舗名
口座	銀行以外	預金種別	口座番号
等	の金融機関	1 普通 2 当座 3 その他	
	ゆうちょ	通帳記号	通帳番号
	銀行		

口座振替開始年月	振替日	略
略		

略

注

- 略
- この依頼書は、県営住宅家賃口座振替依頼書を提出した金融機関の承諾を受けた後提出してください。

様式第29号 (第16条の2 関係)

(表)

第 号  
立入検査員証

口座振替(自動払込み)開始年月	振替日
略	

略

口座振替(自動払込み)事項

1 ~ 3 略

様式第10号の8 (第7条関係)

県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書

年 月 日

職氏名 様

県営住宅の家賃を口座振替(自動払込み)の方法によって納付したいので、私あてに送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関又は郵便局に納入通知書又は磁気テープ等を送付してください。

略

記

指定	略		
預金	金融機関	金融機関名	店舗名
口座		預金種別	口座番号
等		1 普通 2 当座 3 その他	
	郵便局	通帳記号	通帳番号

口座振替(自動払込み)開始年月	振替日	略
略		

略

注

- 略
- この依頼書は、県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書を提出した金融機関又は郵便局の承諾を受けた後提出してください。

様式第29号 (第16条の2 関係)

(表)

第 号  
立入検査員証

所属  
職名  
氏名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項（第24条の19において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅及び駐車場の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

職氏名 印

所属  
職名  
氏名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項（第24条の19において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅及び駐車場の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

鳥取県知事 印

(裏)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する  
条例（抜すい）

(住宅の検査)

第23条 略

2～4 略

5 第1項及び第3項の検査において、現に居住の用に供している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(裏)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する  
条例（抜すい）

(住宅の検査)

第23条 略

2～4 略

様式第33号の2（第16条の8の2関係）

県営住宅駐車場暫定使用承認申請書

年 月 日

職 氏 名 様

駐車場区画決定番号 番

次のとおり駐車場の6月以内の使用の承認を受けたいので、申請します。

申 込 者	住 所	〒	リガナ
		県営住宅 棟 号	団地 氏名 印
車を使用 する者の 氏名		申込者と の関係	

駐	駐車自動車	別紙「自動車検査証」の写しのとおり
	申込者欄の	1 所有者より購入したが名義

車 す る 自 動 車	氏名又は車 を使用する 者の氏名と 自動車検査 証の使用者 の氏名が異 なる場合 は、その理 由	変更が済んでいない。 2 同居家族の名義にしてい る。 3 購入予定( 年 月 日 まで) 4 その他( )
備考		
1 申込者は、暫定居住の承認申請を行う同居者 名義に限ります。		
2 次に掲げる書類を添付してください。		
(1) 自動車検査証の写し(車の所有者、車の 大きさ等を確認します。)		
(2) 県営住宅駐車場使用決定通知書		

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び様式第29号の改正は、公布の日から施行する。